

JGAP 指導員規約

本規約は、一般財団法人日本 GAP 協会（以下「協会」という）に登録された、JGAP 指導員補、JGAP 指導員、JGAP 上級指導員に適用される。

（心得）

第1条 協会に登録された「JGAP 指導員」「JGAP 上級指導員」は、JGAP の理念を尊重し、農場に対して誠実な指導を行う。

2 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、JGAP 指導のための知識と技術の向上に努める。

（資格の種類と定義）

第2条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の資格の種類と定義は、下記の通りとする。

（1） JGAP 指導員

農場が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う知識のある者

（2） JGAP 上級指導員

農場・団体が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う能力のある者

（資格の特典）

第3条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は次の特典を有する。

- （1） 「JGAP 指導員 専用ホームページ」の無料利用
- （2） 「JGAP 管理点と適合基準」 特別割引価格での購入
- （3） 「JGAP 指導員 専用ヘルプデスク」の利用
- （4） 「JGAP 指導員 専用メールマガジン」の利用
- （5） 「JGAP 指導員 専用イベント」への参加
- （6） 「JGAP 指導員 ロゴマーク」の利用
- （7） JGAP に関する最新情報の提供を受ける

（資格の登録、継続）

第4条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の登録要件は以下の通りとする。

（1） 協会が認定する「JGAP 指導員基礎研修」に参加し、試験に合格した者は「JGAP 指導員」として資格が付与され、登録される。資格の有効期限は、登録した月の末日から起算して2年後とする。ただし、JGAP 審査員登録を行っている者の指導員資格の有効期限は審査員の有効期限に準ずる。

（2） JGAP 上級指導員は、JGAP 指導員の登録要件に加え、下記 a. または b. の要件を満たす必要がある。資格の有効期限は JGAP 指導員資格の有効期限とし、特に変更しない。

a. 以下の①～②の条件をすべて満たす。

- ① 協会承認 内部監査員研修（GAP の産地リーダー養成研修） 合格

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究所ビル 4階

TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

- ② 10 件（農場）以上の JGAP 認証取得支援
- b.以下の①～③の条件をすべて満たす。
- ① 協会承認 JGAP 審査員研修 合格
 - ② 協会承認 JGAP 団体認証講座 合格
 - ③ 10 件（農場）以上の JGAP 認証取得支援
- 2 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の資格更新は、第 1 条 2 項の取組を補完するため、有効期限までに、下記のいずれかの研修を受講しなければならない。
- (1) 「JGAP 指導員 定期研修（インターネット研修）」の研修内テスト合格
 - (2) 協会承認「JGAP 指導員 現地研修」の参加
 - (3) 協会承認「JGAP 内部監査員研修」の合格
 - (4) 協会承認「JGAP 特別研修」の参加
- 3 更新後の有効期限も、初回の登録同様、2 年間とする。有効期限内に更新手続きが完了した場合は、元の有効期限から起算して 2 年間とする。
- 4 登録要件および更新要件に定める研修は、【農産物】【家畜・畜産物】それぞれの資格に応じた研修を受講し、合格しなければならない。

(JGAP 指導員補への移行)

- 第 5 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員が資格の有効期限までに更新を完了しなかった場合、JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の登録は抹消され、代わりに JGAP 指導員補として登録される。
- 2 JGAP 指導員補は、JGAP 指導員、JGAP 上級指導員に復帰することができる。具体的な手続きは、第 4 条 2 項、同条 3 項を準用する。
 - 3 JGAP 指導員補は、JGAP 指導員、JGAP 上級指導員という呼称や JGAP 指導員 ロゴマーク、JGAP 指導員カードを使用してはならない。
 - 4 JGAP 指導員補は、第 3 条に定めた資格の特典を利用できない。

(資格の表現)

- 第 6 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員補は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。

a.農産物

JGAP 指導員登録番号 00000（英語標記は「JGAP Trainer No.00000」）

JGAP 上級指導員登録番号 00000（英語標記は「JGAP Senior Trainer No.00000」）

JGAP 指導員補登録番号 00000（英語標記は「JGAP Assistant Trainer No.00000」）

b.家畜・畜産物

JGAP 指導員登録番号 L00000（英語標記は「JGAP Trainer No.L00000」）

JGAP 上級指導員登録番号 L00000（英語標記は「JGAP Senior Trainer No.L00000」）

JGAP 指導員補登録番号 L00000（英語標記は「JGAP Assistant Trainer No.L00000」）

* JGAP 上級指導員および指導員補の登録番号は、JGAP 指導員時に付与された番号を引き継ぐ。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号 日本農業研究所ビル 4 階

TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

2 JGAP 指導員 ロゴマークの使用方法は下記の通りとする。

(1) JGAP 指導員ロゴの内容と形と大きさ

JGAP 指導員ロゴは協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。視認性を確保するため、印刷物は最小でも高さ 7mm 以上を目安に使用する。



(2) JGAP 指導員ロゴの表示の条件

- a. JGAP 指導員の資格を維持している者のみ使用することができる。JGAP 指導員補は使用してはならない。
- b. JGAP 指導員ロゴは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。
- c. 名刺に表示できる。その他の使用方法については、協会に問い合わせること。
- d. JGAP 指導員ロゴを表示するときは、JGAP 指導員番号を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。
- e. JGAP 指導員の表現方法については、JGAP 指導員規約第 6 条（資格の表現）第 1 項に従うこと。

(3) JGAP 指導員ロゴを使用するまでの流れ

- a. デジタルデータの提供
JGAP 指導員ロゴの版下デジタルデータは各自 JGAP 指導員専用ホームページよりダウンロードして使用する。
- b. JGAP 指導員ロゴ使用料と発行手数料
JGAP 指導員ロゴの使用料と発行手数料は、無料とする。

(4) 禁止事項

JGAP 指導員ロゴの独自のマークを作成して表示すること、農畜産物およびその加工食品の包装資材に表示して販売行為をすることを禁止する。

3 協会の会員（情報・購読会員を除く）、もしくはその企業の社員である JGAP 指導員、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員補は、会員特典により名刺等で日本 GAP 協会ロゴマーク（JGAP）も併用できる。

(JGAP 指導員カード)

第 7 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、協会より「JGAP 指導員カード」が発行される。

本カードは JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の資格を表すものとして使用し、他の目的には使用しない。また複製を許可しない。

(資格の譲渡等の禁止)

第 8 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員補は、その資格を第三者に譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。

(資格の取消し)

第 9 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員補が、不適切な指導内容等により農場の信頼を裏切り、または、JGAP および協会の信用を傷つけたとき、協会は違反内容の悪質性を判断したうえで、直ちに資格の取消しを行うことができる。

(活動の範囲とその責任)

第 10 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、次の各号の活動を行うことができる。

- (1) 農場への JGAP の指導、コンサルティング活動
- (2) 研修会等の開催
- (3) その他、前各号に付随すること

2 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、上記活動について自己責任の下で行い、協会は一切の責任を負わない。

3 JGAP 指導の知識と技術が古い可能性があるため、JGAP 指導員補が上記活動を単独で行うことは勧めない。もし行う場合は、JGAP 指導員、JGAP 上級指導員の管理下で行うこと。

(JGAP 指導員専用ヘルプデスク)

第 11 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は登録期間中に限り、指導方法等について「ヘルプデスク (JGAP 指導員専用相談窓口)」に相談することができる。ヘルプデスクの連絡先は JGAP 指導員カードに記載される。

(指導料の目安)

第 12 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、第 10 条で定めた活動に関する価格を、自由に定めることができる。一般的な農場の指導の場合、1 日あたり 5 万円以下が目安と考えられる。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 JGAP 指導員、JGAP 上級指導員は、指導で得た個人情報の取扱いに十分配慮する。

附則

本規約は 2007 年 5 月 10 日より施行される。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号 日本農業研究所ビル 4 階

TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

改定日

- 第1改定日：2009年7月31日
- 第2改定日：2009年12月3日
- 第3改定日：2011年5月18日
- 第4改定日：2011年10月12日
- 第5改定日：2012年1月20日
- 第6改定日：2012年5月25日
- 第7改定日：2012年12月7日
- 第8改定日：2013年5月1日
- 第9改定日：2014年8月1日
- 第10改定日：2015年4月6日
- 第11改訂日：2017年10月17日

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階

